

第57回 規制改革会議 議事録

1. 日時：平成28年1月28日（木）16:00～17:36
2. 場所：中央合同庁舎第4号館12階全省庁共用1208特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）岡素之（議長）、大田弘子（議長代理）、安念潤司、大崎貞和、翁小百合、佐久間総一郎、佐々木かをり、滝久雄、鶴光太郎、松村敏弘、森下竜一
 - （政府）河野内閣府特命担当大臣（規制改革）、松本内閣府副大臣、酒井内閣府大臣政務官、松永内閣審議官
 - （事務局）羽深規制改革推進室長、刀禰規制改革推進室次長、小野規制改革推進室次長、山澄参事官、渡邊参事官、佐久間参事官、中沢参事官
 - （要望者）藤原総一郎 長野・大野・常松法律事務所 弁護士
殿村桂司 長野・大野・常松法律事務所 弁護士
宇治佑星 長野・大野・常松法律事務所 弁護士
 - （観光庁）加藤観光地域振興部長、長崎観光地域振興部観光資源課長

4. 議題：

（開会）

1. 通訳案内士制度の見直しについて
2. 公開ディスカッションについて
3. 規制レビューについて

（閉会）

5. 議事概要：

岡議長 定刻でございますので、これから第57回規制改革会議を開会いたします。

本日の議題は、1番目が通訳案内士制度の見直し、2番目が公開ディスカッション、3番目が規制レビューの3項目でございます。

本日は、河野大臣、松本副大臣、酒井政務官にも御出席いただくことになっております。

それでは、開会に当たりまして、河野大臣から御挨拶をいただきます。よろしく願いいたします。

河野大臣 お疲れさまでございます。本当に岡議長あるいは委員の皆様には、お忙しい中熱心な御議論をいつもありがとうございます。

本日は通訳案内士という制度についての御審議をいただきます。昭和24年ですから、戦後すぐにできた制度でございまして、振り返ってみると、戦後すぐにできた、あるいは戦前にできた、あるいは明治といういろいろな制度、規制が驚くほどたくさん残っておりまして、そういうものが何十年見直されずに来ていて、それが今、こういう制度でございま

すというのは本当に現代にフィットするかということ、そこはなかなか厳しいものがいろいろあるのだろうなと思っております。

特に昨年は2,000万人には少し欠けましたが、1,970万人でしたか。これだけの外国からの観光客がいらっしゃっている中で、この制度がどういう意味を持つのか。あるいはいらっしゃる方も大変通り一遍でなく、いろいろなりピーターの方は日本のこういうところが好きだ、こういうところを見たいという方もいらっしゃいますし、受け入れる側も、例えば私の地元の平塚市には競輪場がありますけれども、外国のお客さんを競輪に連れてきて、そこでかけ方を教えて楽しんでもらって、もうけてもらってから箱根へ行ってもらいたいなことを考えているわけで、受け入れる側もいろいろなことを考えている中で、果たして国がこういう資格をとというのがあり得るのだろうかということもあるというように思っております。

通訳案内士制度、特にそれを業務独占にすることの意味について、今日は精力的に御審議を賜りたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

岡議長 大臣、ありがとうございました。

それでは、ここで、報道関係の皆様、御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

岡議長 それでは、第1テーマの関係者の方に御入室をお願いいたします。

(要望者、観光庁入室)

岡議長 それでは、議事に入りたいと思います。

議題1の「通訳案内士制度の見直し」につきましては、ホットライン要望を提出いただきました方と通訳案内士制度を所管している観光庁からのお話を伺って議論を進めていきたいと思っております。

それでは、まず、要望者の方の御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

要望者 長島・大野・常松法律事務所の弁護士の藤原と申します。よろしくお願い申し上げます。

今日はこのような機会をいただきまして、ありがとうございます。

初めにですが、我々は弁護士として、何で弁護士がここに来ているのだろうという感じもあると思うのですが、我々、別に自分で通訳案内士法に関係する事業をやるうとしているわけではありまして、当然そうではなくて、とはいえ、理由があってここに来ているわけなのですが、主に二つ理由があります。

一つは、具体的にこの点について法改正を望んでいる依頼者がいまして、その強いリクエストがあってここに来ているというのが1点目。

2点目なのですが、客観的に見たときに、この法律、この制度というのは変えた方がいいのではないかと。変えることに社会的な意味があるのではないかと考えたというところが理由の二つ目ということになります。

若干敷衍しますと、まず今回リクエストがあった依頼者がいるわけなのですが、それ以外にもこの法律については結構質問を受けていまして、いろいろ説明をすると、そんなことになっているのかという反応があったりとかということもありまして、ビジネス的にも結構ニーズが強い、いろいろな方から問い合わせをいただいているということを追加しておきたいと思います。

2点目についてなのですが、私自身、身の回りに何人かこの資格をとっていたり試験を受けていたりする方がいて、皆さん別にガイドをしたくて試験をとっているわけではなくて、英語が得意で、ではこの資格を今度はとりましょうという感じでとって、その後1回もガイドしていないという方々を何人か知っています、もちろん、それ自体がだめだというわけではないのですけれども、若干この制度はゆがんでいるところがあって、1回考え直した方がいいのではないのかというように個人的には思ったところが2点目の裏にある事情としてはございます。

それでは、内容に入っていきたいと思います。

お手元の資料の1ページ目の「はじめに」というところなのですが、議論の前提としてですが、現行法上、通訳案内士という制度は業務独占資格ということになっています。どういうことかということ、通訳案内士の資格を持っていないと一定の業務をしてはいけない。具体的に言いますと、通訳案内という行為を有償でやってはいけないわけですが、それは外国人に付き添って、外国語を用いて旅行に関する案内をするということになっています。細かい話はもう少し後にするのでありますが、この法律を普通に適用していくと結構変だなというように思うことがあるのです。

一つ目なのですが、こういうように外国の方に付き添って外国語を用いて旅行で案内をするといういろいろな場面があると思うのですが、これをしようと思ったときの選択肢がつまり二つしかないのです。一つは、大変難しい試験を受かるしかない。ここにおととの合格率22.7%と書いてありますが、これはだいぶ上がってきてこの数字で、昔はもっと難しかったのです。そんな試験を受けてやっと通るか、又はボランティアになってしまう。その間はないというのはおかしいよねと素人としては思う。それが一つ目です。

二つ目なのですが、そもそものお話なのですが、旅行のガイドというのはいろいろな場面があって、日本語だったら普通にできるわけですね。資格は要らない。さらに言うと、通訳という行為についても別に要らない。何が起るかというと、日本語のガイドをしている方が1人いらっちゃって、ずっと話しています。その隣に通訳の人がいて、それは通訳をしています。そうすると、それは両方とも適法なのですが、なぜか1人の人がやると突然違法になって免許を取らなければいけない。それはおかしくないですかというのが二つ目の私が素人的におかしいと思った点ということになります。

この後、るるお話するのですが、そういったことを考えて最終的な御提案としては、通訳案内士をこういう業務独占資格ではなくて名称独占資格にしてはどうかということをお考えまして、今回お話しに参りました。

次のページに行きまして、通訳案内士法が妨げる取組例。この後幾つかお話しするのですが、これも、これは具体的にこういうときに困りますよねという例を挙げていくわけですが、本当の意味での実際の事例ではありません。ただ、実際にビジネスをしようとしている依頼者とも相談の上、こういうことを検討していますというお話をしている中で、ある程度実際にあり得るよねという事例としてお話をしております。

この2ページの一つ目の事例というのは、相撲です。大相撲について。一々全部読むことはしませんけれども、この事例のポイントというのは、要は大相撲についてのマニアックな知識であったりとか過去の経験とか、そういったものを外国語で聞きたいというニーズはあって、そのときにある意味、英語が正確かどうかとか、大相撲以外の知識がどうかということはその人には関係がなくて、要は本当にマニアックな知識を知っている人から話を聞きたい、それを英語でやってほしいよねというだけなので、これは現行法ではお金を取るとできないのですが、試験を通らないとできないような行為として規制すべきでしょうかというのが困っていることではないでしょうかというお話です。

次に行きます。これはラーメンが好きな女性に連れていってもらって、女性の観光客では入りづらい地元のラーメン屋さんに行きましょうというお話です。これも似たようなところがありまして、そもそも地元のラーメン屋さんを知っていて、女性が一緒に来てくれて、ある種注文とか助けてくれたりとか、そういったところも含めてやっていただけるところに価値があって、これも試験でいろいろ身に付くようなものではなくて、こういう行為についてもあえて禁止する必要があるのでしょうかというのはおかしくないですかというお話です。

次に行きまして、その他、いろいろと似たような取組が書いてあるわけなのですが、このように本当にニッチなことであったり、地元のちょっとしたことであったり、そういったことを外国語で説明しようとする、お金を取ると、いきなり許認可が必要というか、免許が必要ですよということになってしまって、そんな必要があるのでしょうか。

あとは、こういうものはつまりある意味、変わったと言っては何ですけれども、たくさんの方が必ず思うようなことではないわけなのですが、非常にたくさんの観光客の方が来るようになると、少しの割合であっても、その方はだんだん人数が増えてくるので、結局こういう人数というのは増えてくるわけなのです。これを全部一々少数だからということで切り捨てておいていいのでしょうかというのが根本的なお話ということになるかと思えます。

5ページ目に行きますけれども、こちらもお話なのですが、ここは少し違った観点でして、報酬とは何かということについて、もう少し困った点があるという話なのですが、一般的に言うとガイドの人というのは当然旅行者の方から直接お金をもらうわけですが、この法律の解釈上、報酬というのは別に直接でなくてもいいということになっているようなので、そうしますと、例えば地方自治体がボランティアでは無理なので少し補助しましょうかということになって直接本人に払ってしまうとそれがアウトになってし

まうといった状況もあるので、こういった意味でもいろいろな取組の障害になっているのではないかと考えている次第です。

6 ページ目に行きますけれども、そんなことを踏まえて、現状の規制が有する問題点について説明いたしますと、最初の点は正にもうお分かりいただけたと思うのですが、いろいろ日本人であったり、日本人に限らず日本に住んでいる外国人の方というのも最近はたくさんいらっしゃいますので、そういう方も含めて、ここにいるからこそ分かっているちょっとした情報を欲しい、それに基づいて何かをしたいというようなニーズというのは外国人の旅行者の方にある。しかしながら、今の業務独占資格制度があることによって、そういったことを外国人旅行者に届ける妨げになっているのではないかとというのが問題点ということになります。

二つ目のシェアリングエコノミーの進展というのは、正に恐らくこの会議の出席されている先生方、皆様は既によく御存じとは思いますが、最近議論になっている点でして、従来であればこういった地方の人なり、いろいろな個人にちょっとずつある情報というのはそれがどこにあるかを発見することはできなくて、よって旅行者の方も手に入れることができなかつたわけなのですが、インターネットが進むことによって、そういった情報を集めて検索して容易に届くことができるようになってきたということがありますので、正にこういうことが実現できる状態になっている。せっかくそれができているのに、あえてそれをしないようにして観光の妨げにする必要はないのではないのでしょうかというようなお話です。

そういうことを踏まえていくと、少なくとも現状の制度としての通訳案内士法の業務独占資格制度というのは少し見直す必要があるかもしれないということで、では、具体的にどうしましょうかということをお次のページ以降に考えていきます。

7 ページ、立法事実はなおあるかという話をしていますけれども、もちろん困ったねというように思ったからといって、何でもほいほい法律を変えられるわけではなくて、法律がある以上、何らかの理由があって、立法事実があってこの法律ができているわけなので、その立法事実が今もあるのでしょうか。今もこの規制を維持する必要があるのでしょうかというような観点から検討が必要だと考えております。

最初の憲法論というのはお題目みたいなものなので重要な論点ですというぐらいの意味だと思っていただければと思うのですが、重要なのは二つ目以降です。そもそもこの制度が始まったのは1949年です。この法律ができたのは戦後直後ですということになります。その後、大分日がたっているわけなのですが、本当に今でも当時と同じように規制を維持する必要性とかがあるのでしょうかということを考える必要があって、そういう意味で言うと、余りに時間もたっていますし、これは現状を踏まえてゼロベースでの議論が必要ではないのでしょうかということをおここに書かせていただいております。

8 ページは立法当時の状況ということですが、この辺りは御存じの方もいらっしゃると思うのですが、そもそもの経緯をお書かせいただいておりますが、実は戦後に新

しくできたというよりは、戦前にも一応制度がございまして、それが一旦廃止されたのですが、戦後に改めて作られたということになっております。

戦後直後には、これは必要だよねということで改めて立法されたわけなのですが、そのときの状況というのは、訪日外国人旅行者というのが年間6,300人とか、そういう時代なわけです。しかも当然人数が少ないということもあって、来る方というのはかなり限定的でした。しかも観光ルートも實際上、そんな日本中どこでも行けるというわけではなくて、ある程度固定化されていたというように理解しております。こういうように聞いていくと、こういう状況であれば試験制度等を導入して、試験に受かった人だけがガイドするというのはワークするし、それはそれで合理的なのかなと個人的にも思います。

9ページに行きまして、しかしながら、その後、70年もたちまして、いろいろなことが変わっているわけです。

まず一つ目には、もともと戦後直後に悪質なガイドが広まって云々と書いてありましたが、その当時の問題というのは、例えば日本に来たときに、英語なり中国語なりといった外国語の記載とか何もない。どこに行っても日本語しか書いていない。歩いている人も日本語しかしゃべらない。しかも事前に何か情報があるわけでもないという状況だったはずだと思うのですが、今はそもそも日本に入る前に、現地の言葉である程度日本の情報は分かるわけです。しかも最近についていうと、もうインターネットを通じて口コミまで分かる。言うなれば、『ロンリープラネット』といった外国語の有名な旅行用のガイドブックもなかったですし、今で言えば「トリップアドバイザー」、具体名を出してしまいましたけれども、大体日本に英語圏から来るような方々は当然インターネットでいろいろなことを検索して、口コミを見てここはどうだということを見てから来るわけなので、そういうものがあるのとないのとは全然違うのだと思うのです。

二つ目、人数の増加。これはもう先ほどもお話ししましたが、当時は6,000人しかいなかったのが2,000万人になっている。もともと目標がもうすぐ達成されそうで、これは大変喜ばしいことだと思うのですが、人数の比が違い過ぎるのだと思うのです。人口がそんなに増えているわけでもないのに、来るお客さんの数は3,000倍とかになっているわけなので、同じ制度が維持できるというように考えること自体おかしいのではないかと個人的には思います。

3番目はもう既にお話しした点と関連してくるのですけれども、これだけ人数が増えてくると、ニッチなニーズというのが大きくなってきます。先日も日経のウェブに出ている調査結果「外国人観光客、どこへ行く？何を買う？」というのを見たのですけれども、よくある日本食を食べるとか日本のお酒を飲むとかショッピングとか以外に、自然体験ツアーであったりとか、映画、アニメのゆかりの地に行くとか、スポーツ観戦とか、この辺りのことをされようとしている方というのは、比率は大きくないのですけれども、とにかく全体で2,000万人いらっしゃるんで、その絶対数は結構多いのです。それこそ0.1%の人がそれをしたいと思っても、それは2万人ということの意味しているので結構な数に

なる。そういう意味で、外国人の旅行者、ニーズというのは多様化しているということは間違いなくと思います。

しかも、そういった方々というのは、要するに外国語で完璧なガイドを求めているわけではなくて、現地の方々との直接のコミュニケーションというのを求めていると思いますし、そういった意味では、資格とか試験とか、そういったものでキープされる画一的なものではなくて、個々人のユニークな生の経験とか知識とかを体験したいという旅行者が増えているということは間違いなく言えると思います。

最後、4点目というのは、何回も出てきていますが、シェアリングエコノミーという考えが広まっていて、これを直接マッチさせることが今できますよねというような変化ができてきているということになります。

10ページ目ですけれども、そういう状況の変化を考えますと、やはり抜本的に制度を変えた方がいいのではないのでしょうかというような分析になります。

一つ目ですけれども、既に2,000万人ぐらいになっているわけですが、これからオリンピックに向けて、どんどんもっと増えてしまうのだと思うのです。つまり、さらにニーズが多様化していくということの意味している。現行法の下ですと、ボランティアというのが多様な少しずつあるニッチなニーズに対応していく方法の一つだとは思いますが、それだけで対応できるのでしょうかということについては疑問がある。そうすると、何が起こるかということ、現行法がそのまま生きていけば、結局は無資格者の違法な活動で維持されているということにならざるを得ないでしょう。それでいいのでしょうかということになります。

もちろん、こちらに観光庁の皆様もいらっしゃっているのもあれですけれども、行政の方々、皆さん、非常に努力されているいろいろなことをされていると思うのですが、これだけの人数が来て、これだけいろいろなことをしていくというのに、観光庁側で個別に対応していくというのは本当に可能なのでしょうか、少し難しい面もあるのではないのでしょうかということを考えております。

今、申し上げたとおり、たくさんいろいろなニーズがあって、それこそ0.1%でも2万人という話をしているわけなので、本当にたくさんいろいろな種類のニーズがばらばらに出てくるということになるのですけれども、それを逐一拾い上げて新しいテストを作りますとか、新しい研修制度を作りますとか、それで追いつくのでしょうかというのが疑問であるということです。

最後の点も同じようなお話なのですが、結局、では役所の方でラーメン屋ガイドをやりますかという話なのですが、そういうことをする必要は多分ないですよというように思っていて、一方、もちろん、やろうと努力することはできるとは思うのですが、そうすると恐らくコストばかりかかってしまって、そこまで対応し切れないということになってしまっているのではないかと。恐らく不可能なのだろうかと個人的には思っております。

ということで11ページに行きまして、今回の我々の提言内容として、業務独占というの

はやめてしまって、名称独占にしてはどうでしょうかというのが提案になります。名称独占資格というのはそこに書いてありますが、一定の専門知識とか技能を必要とする業務について、名前を使うのはとった人だけです。つまり、資格をとっていないのに名乗ってはいけませんという資格です。世の中には結構これはたくさんあって、そこに書いてもありますが、中小企業診断士ですとか社会福祉士とか調理師とか管理栄養士だとか、そういった資格というのはそのように名乗ってはいけない。ただ、同じことをすることはできるという資格になっています。こういう形にしてはどうでしょうかという御提案です。

12ページ以降から、そんなことをしてしまって大丈夫ですかという観点からの検討を少し考えていこうと思うのですが、まず一つ目なのですが、業務独占資格にしておかなくて大丈夫でしょうかという観点から言うと、そもそも現状を考えると、通訳案内士を業務独占資格にしておく必要はないのではないかというように考えています。

それはまず業務独占資格はどういうときに導入されている資格制度なのでしたかと考えていくと、そこにも書いてありますが、国民の権利とか生命・身体の安全、保健衛生とか、そういった重要なものを確保するという場面において主に導入されている。

振り返って、今までお話ししてきたような、個々人のラーメン屋に連れていきたいとか、そういったことも含めた今回の通訳案内士の業務内容について、あえて業務独占資格にしてまで守る何かがあるのでしょうか。もちろん、きちんとしたガイドがなされることに一定の価値があることは当然認めるのですが、それを業務独占にしなければいけないようなものでしょうかという点については結構疑問があるのではないかと考えています。

これはほかの論点でいろいろ議論されているとは思いますが、いわゆる口コミですとか、そういったネット上での情報の集積というのが一定程度クオリティーを確保するためにワークするという面もあると思っていますので、そういったことを含めて考えていくと、あえて前の入口のところで、資格で完全に禁止するという形は必要ないのではないかと考えています。

次のページ、二つ目ですけれども、縷々申し上げたのですが、やはり試験が通った通訳案内士の方、ちゃんと日本の歴史とかある程度理解されていて、英語もちゃんとできるという方に対するニーズというのは必ずあるのだと思うのです。それこそ例えば国とか企業とかが大事な方呼んできて、本当に日本の典型的なところを案内しますというときに、通訳案内士でない方を使うということはまずあり得ないのだと思うのです。そういった意味で必ずあるのだとは思いますが、そういう意味で言うと、その資格を持った方が資格を持っているということを周知させるという意味で、名称独占という限りでは必ず残す必要があって、逆に、そうしてその資格をうまく使う方法を考えた方がいいのではないかと考えているという次第です。

その他、色々書いてあるのですが、この辺りの仕組みとか取組については今後考えればいいのだとは思いますが、根本的には、枠組みを作って、だから大丈夫というよりは、個々の資格を持った方がいかに自分たちの専門性とか、ここに知識があります、これ

ができますということを海外から来る人に伝えていくかというお話なので、それこそ先ほど話に出した「トリップアドバイザー」みたいなサイトにどれだけ本当に通訳案内士の方が自分たちの名前を出していますかというところだと思のですが、響くところにちゃんと名前を出していく、それをどうやったらうまくできるでしょうかということを考えていくということが必要なのではないかと考えています。

14ページですけれども、通訳案内士に関する議論というのは当然最近いろいろなされていることは理解しております、関係のホームページ等に出ている議論も拝見したのですが、その中で多分典型的な反論としてあるのはこの二つだろうなと思ったので、それについても議論しようと思ったものです。

まず、無資格ガイド問題というのは結構いろいろなところで議論されていまして、悪いガイドが高いお土産屋さん、売っているところでぼったくりをしているとか、レストランに行ってピンハネをしているみたいなお話があるのですが、これは多分ガイドの資格の問題ではなくて、ぼったくりの問題なのです。つまり、詐欺とか詐欺的行為の問題なので、これを取り締まるために、あらゆる通訳ガイド、通訳案内を資格制にするというのは何か違うのだと思うのです。

実際問題として、別に違法なガイドがいなくてもできるようなぼったくりであるわけですし、ぼったくりの行為が行われているところというのはある特定の場所なわけなので、そこで詐欺行為を取り締まるとか、そういったことを考えればよくて、その取り締まれる方というのが必ずしも通訳ガイド、通訳案内士法を取り締まっている方がそれを全部やる必要はないと思っています。そういう意味でいうと、この問題は非常に重要な問題で、当然対応すべき点はあると思いますが、これがあるから今の通訳案内士法の業務資格独占制度というのを維持しなければいけないということにはならないのではないかと考えています。

二つ目ですけれども、他国では業務独占になっていますという議論が多分あると理解していて、ただ、この点についてももう少し正確にというか、細かい検証が必要なのかなと思っています。この点については、実は我々独自に調査しているわけではなくて、むしろ観光庁さんのウェブサイト等に出ている資料を拝見しているのですが、いろいろ見ていると、本当は業務独占と書いてあるけれども、それは一定の美術館とか史跡とか、そういう場所における業務が独占なのだというようなことが書いてあったりもして、どの資料が一番正しいのか我々も理解できていないところがあって、幾つか資料を拝見すると、少しずつ微妙に表現が違ったりするので、その辺りも具体的に見た上で、当然各国の状況というのは比較する必要があると思いますが、それで本当に皆さんが国中でどんな旅行関係の案内についても通訳をする場合には許認可が必要となっているのですかというところを見た上で、議論をする必要があるのかなと思っています。

最後のページに行きまして、以上が我々の提言で、改めてまとめますと、訪日外国人の旅行者が劇的に増えているということと、通訳案内をする方にもいろいろな変化、ニーズ

が多様化していますので、従来の枠組みを維持するというのは無理ではないかと思っております。これに対応するための現実的な方法として私たちが提案するのは、業務独占資格を廃止する。一方、現行の通訳案内士については、名称独占資格として残す。こういうようにした上で、名称独占資格になった今の通訳案内士さんのスキルをどうやっていかに生かしていくか。その他、各地方にあるいろいろなニーズを掘り起こしてマッチングさせていくかといったところに集中していった方がいいのではないのでしょうかということが我々の提案内容ということになります。

以上になります。御質問等があればお願いいたします。

岡議長 ありがとうございます。

引き続きまして、観光庁からの御説明をお願いいたします。

観光庁（加藤部長） 観光庁の観光振興部長、加藤でございます。

お手元の資料1 - 2に沿いまして、御説明申し上げたいと思います。

初めに、今の御要望者の御説明の中で、私どもとして現状認識を含め、かなり合致しているところはあるのですけれども、事実認識であるとか、法の解釈でありますとか、この辺でずれているところもあるような感じがいたしますので、御説明申し上げます。

1ページ目を御覧いただきますと、通訳案内士の定義が書いてございますけれども、外国人に付き添い、外国語を用いて、有償で、旅行に関する業として行う国家資格。昭和24年にできておりますが、この当時は通訳案内業法ということになっておりまして、2006年に名称改正されております。名称改正された通訳案内士法では、登録証の携帯とか提示義務。これは実は事前提示義務というものが平成17年の改正で追加をされております。この際に業の免許ではなくて有資格者を登録するという形のシステムに変わってございます。

キックバックの要求禁止等も規定されておりますが、このキックバックの要求禁止は昭和24年の法制定当時からの規定でございます。これらに違反した場合、業務停止処分とか刑事罰が科されるという立て付けになってございます。

これを踏まえまして、通訳案内士でない者は報酬を得て通訳案内を業として行ってはならず、いわゆる業務独占。通訳案内士又はこれに類する名称を用いてはならないという名称独占。名称独占は先ほど申し上げました平成17年の法改正のときに名称独占という形で入ってございます。

案内者の試験の中身はそこに書いてあるとおりでございます。外国語、いろいろな知識、あと二次試験の方ではプレゼンテーション能力等々も見ているわけでありまして。

2ページ目は、最近の訪日外国人の状況でございますので、これは割愛させていただきます。

3ページ目を御覧いただきますと、通訳案内士登録者数の推移ということでありまして、これは累計をとってありまして、トータルで今1万9,000人ほどの方がいらっしゃる。右上を御覧いただきますと、東京を初めとしまして、いわゆる都市部が75%、4分の3を占めてありまして、その他、地方には在住者が少ない。年齢構成はいろいろな能力を見るもの

もありますので、40代、50代、60代の方が多いという形になっております。

4 ページ目、通訳案内士制度に関しましては、先ほど申し上げましたように平成17年あるいは24年に法改正をしておりますが、その後も訪日外国人客が増えておりますので、私どもとしましては、一昨年12月から「通訳案内士制度のあり方に関する検討会」という形で有識者を集めて検討を始めてございます。

このページの左側でございますけれども、制度創設当時、先ほども御説明がありましたように、訪日外国人が少ない、6万人と6,000人というのはあれですが、そのこのところと、あとなぜ法律があったかという話でございますが、安定的な対外関係を築くための我が国についての正しい理解向上、外国人旅行者の身体・財産の保護、こういうことでございます。

先ほどの日本の旅行者と外国人旅行者、何が違うのだという話がありましたけれども、言葉が通じる通じないということもありますけれども、外国人の方はある一定期間旅行されると母国に戻ってしまうということで、それが元でなかなか不満があっても旅行期間中に言いたいことも言えないこともあるというように考えてございます。

現在でございますが、右側、約60年たちまして、数も増えておりますし、いろいろ質的な問題も出てきている。悪質ガイドの広がりということも最近よくメディアで取り上げられておりますけれども、大きな課題になってきてございます。ニーズの多様性とか、サービスの透明性とか、こういったところも課題だというように理解をしてございます。

それを踏まえまして、この検討会におきまして下の方でございますけれども、論点・課題として大きく四つのカテゴリーで議論をしていただいております。

一つは、この資格制度の法的な位置づけ。資格付与後の品質確保、更新制をどうするかというような話。あるいは資格付与のあり方、試験内容等です。資格取得者が先ほどもなかなか資格はとって使っていないという方がいらっしゃるという話がありましたけれども、そういった方も含めまして、活用促進方策をどうしていったらいいかということでございます。

5 ページ目は飛ばさせていただきます、6 ページ目でございますけれども、ここに主な意見というものを書かせていただいております。

まず、資格制度の法的な位置づけに関しましては、国家資格であった方がいいということは大體一致した意見であったかと思っております。ここからはお立場によっていろいろな意見があるのでございますけれども、多様なニーズに適応してほしいとか、今、案内士が既に過剰なところもあるのではないかと。そういうところでは特例ガイドの導入をしないでほしいとか、今後の資格区分に関しましては、地域限定で有償ガイド行為を行えるように特例ガイドというのを全国に適用拡大してほしい。あるいは地域限定ガイドが必要だという御意見もあります。

業務独占の部分も、我々議論をしております、今、出ている議論の中では、例えば中国ツアーを中心とする問題に鑑みると、業務独占の見直しは時期尚早だと。まずは徹底的に取り締まるべきだという御意見。これは地域の方でございますけれども、地域ガイドを

導入しようとしている中で、業務独占というものを見直してしまうと、資格取得者の意欲を失わせるのではないかという御意見でございました。

まずは資格取得者の増加を図ってマーケットを整備すべきだと。通訳案内とか報酬を得てということにつきましての解釈をはっきりさせてほしいという御意見があります。

質の証明を責任ある主体が行う仕組みは引き続き必要だということですが、一方で、業務を限定することには限界があるのではないかという御意見もございます。施設ごとに業務を限定してはどうかという御意見がございます。

資格付与のあり方でありまして、これは出題の内容等でいろいろな宗教的な問題とか、生活習慣の理解を問う問題等々、いろいろな問題を考えるべきではないかという御意見。

資格付与後の品質確保に関しましては、品質向上と的確な実態把握を図るということで、更新制を導入すべきだという御意見もいただきました。更新の際には、あわせて研修を実施すべきだということです。

4番目としまして、資格取得者の利用促進方策でありますけれども、今、登録された方は紙の上で登録簿というのはできているのですが、そういったものをデータ共有システムとして作れないかというようなお話がございます。その上で、ガイド検索システムについて全国版、地方版などを考えてほしい。インターンシップをやってほしい。こういうような御意見をいただいております。

こういったところを踏まえまして、今、この検討会における制度見直しの方向性でございますけれども、7ページ目の真ん中から下の方でございますが、現状に対して制度が不十分なところがあるだろうから、見直しの方向性として四つの方向性を打ち出しております。

一つは、地域ガイドの導入ということでございまして、全ての都道府県において研修の修了ということで資格を付与してはどうか。全国ガイドの資格の付与の見直しということでありまして、これは試験の内容、方針、合格基準、こういったものを見直して、合格者数を増やす、あるいは研修も充実させるということでございます。

三つ目が両罰規定の導入。これは無資格ガイド者の対応でございますけれども、実際に無資格ガイドで法律違反をした方を捕まえること自体がなかなか難しいということは事実でございますので、これを使用した事業者側についても罰則の対象とするという形で両罰規定を入れてはどうか。それによって実効性の担保を高めてはどうかという御意見でございます。

ガイドラインの策定。この通訳案内士の資格を必要とする業務の範囲につきまして、なかなか分かりづらいというようなところがありますので、それについて早急にガイドラインを策定してはどうかということでございます。

8ページ目は先ほど申し上げました多様化の取組の一つとして特例ガイドということをやっておりますので、その事実を述べさせていただいております。

9 ページ目が、これも地域ごとの特例ガイドのファクツを書かせていただいております。

10 ページ目ですけれども、無資格ガイド問題。これが最近非常に大きなことで、先ほど申し上げましたようにメディア等でも取り上げられておりますが、要は典型的に中国と書かせていただいておりますが、別に中国に限りませんけれども、格安で日本のランドオペレーターに現地の手配を依頼して、その方がお土産屋さん等と組むような形もありますし、そうでない場合もありますけれども、高額な商品がある意味押しつけ販売をしているといった例でございます。

諸外国の例というのを11 ページに書かせていただいております。これにつきましては、まだ我々も調べを随時やっておりますけれども、完全に調べ切っていないところがありますので、暫定版として載せさせていただきます。中国、韓国、台湾というアジア圏、アメリカ、あとイギリス以外の欧米ですね。こういった形で載せさせていただきますけれども、中国は国家資格、韓国、台湾も同じでございます。

例えば中国で言えば、自国民の旅行者を含めて観光ガイドを行うことができない。有資格者のみという形になってございます。ただ、これは無償ガイドの取扱いについては不明でありまして、この辺は調べていきたいと思っております。

韓国も旅行業者が扱うものにつきましては、そういう旅行商品につきましては、必ず有資格者が添乗しろという形になっていると理解しております。ただ、韓国は観光警察という存在がありまして、これによってエンフォースメントをしっかりとやっているようでございます。

台湾につきましては、自国の旅行者を含めまして、有償でガイドができるのは有資格者のみだという規定になっていると理解します。

アメリカは連邦のレベルでの資格制度はないということですが、ニューヨークとかワシントンとか、こういった観光地には試験があるということで、この場合は観光ガイドができるのは有資格者のみということだそうです。

イギリスは「ツーリスト・ガイド訓練機関」ということで、レベル別資格というのがあると聞いております。それによって、ブルーバッジ、グリーンバッジ、ホワイトバッジという階層がございますけれども、これによって施設ごとのどこができるか。重要施設というのはかなりレベルの高い人しかできない。そうでないグリーンバッジの人は、ウエストミンスターとかそういうものはできないのだけれども、それ以外のところできるとか、そういった形になっていると聞いてございます。

フランスも国家資格がございます。これも有償で通訳ガイドを行うことができるのは有資格者のみと聞いております。国立の美術館、博物館では無償であっても資格が必要だと聞いてございます。

あとドイツはこういった制度がないというように理解してございます。

イタリアも国の制度はないですけれども、県レベルでやっているというように聞いております。このイタリアの県レベルの資格は全国で通用する資格というようになっていると

聞いております。ということで、この辺はもう少し私どもとしても引き続き検討を進めてまいりたいと思っております。

ホットラインに関しましては三つ御意見をいただいております、まず最初に業務範囲の明確化。これに関しましては、先ほど申しましたように、ガイドラインの整備を早急にやってまいりたいと思います。資格制度、試験内容の見直し。これに関しましても、今、オンゴーイングで取組を進めているところであります。

本日の一番のテーマであります業務独占のところですが、13ページを御覧いただければというように思います。これにつきましては、先ほども検討会の方で議論があったと申し上げましたけれども、いろいろな意見がございます。ただ、その検討会で出た意見をここにもう一度書いておりますけれども、ぼったくり問題とか、低品質な旅行に関する苦情が増加しているという中で業務独占の見直しが本当に大丈夫なのだろうか。もう一つは、地域自治体からはこういった地域ガイドをやろうとしている中で、こういった業務独占の廃止ということになると、その方向性と違うのではないかというような御意見をいただいております。

私どもとしましては、こういった御意見を踏まえまして、現在におきましては、まず業務範囲の明確化、ガイドラインの方でございますけれども、訪日外国人客の増加に的確に対応できるような資格者を確保したいと思っております。

法律上の対応としましては、両罰規定の導入というものについて検討してまいりたいと思います。

法の適正な執行というものもまだまだ足りていないと思っております。これは執行体制とかそういうことも絡んでまいりますので、そういったことも含めまして、関係省庁とも連携して取り組んでまいりたいと思います。

業務独占につきましては、私どもとして、これをア priori にやらないということではなくて、選択肢の一つとして検討をする余地は十分あると思うのですが、この検討会の中におきましては、いきなりそこに行くのではなくて、もう少し手前の段階での取組をまずやってみようという形になってございます。そういうことでこれから我々としては検討してまいりたいと思いますが、引き続き業務独占というのは本当に必要なのかどうかということにつきましては、ファクツを含めまして、よく収集した上で、またこの検討会の場でも検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

岡議長 ありがとうございます。

それでは、これから意見交換に入りますが、今までの流れもありますので、今日の会議では「業務独占」というところに焦点を合わせて意見交換を進めたいと思います。

それでは、大崎さん、どうぞ。

大崎委員 ありがとうございます。

私、この業務独占という点については、要望者の方からのお話が非常に説得的だったの

ではないかと思っておるのです。観光庁の御説明であった、観光庁の方で議論されたときに出てきた業務独占の見直しが適切ではないのではないかということの根拠の一つとして、この無資格ガイドによるぼったくり問題というのがあったのですが、仮に業務独占を徹底的にエンフォースできたとしても、全然解決にならないどころか、事態を悪化させるのではないかという気がするのです。つまり、仮に業務独占であるから、中国から来る全ての格安ツアーに通訳案内士が添乗しなければいけないということをやったとしたら、旅行会社は何を考えるかといったら、もっとキックバックをたくさん無資格の方の添乗員、これはガイドしないという前提でくっついていて、ガイドの人が横でしゃべっているのだけれども、とにかくたくさんキックバックがもらえるところに連れていかないとガイド代が出ないので、より悪い方向に向かうのではないかという気がするのです。要するに形だけ有資格者をつけていないと法違反で警察に捕まるから連れていくという対応はするのだけれども、それによって増えたコストをより悪質なぼったくりを行うことで解決、解消しようとするというのが合理的な行動だと思うのです。

だから、全然解決にならないどころか、本当にエンフォースできたら、かえって旅行者の人が苦しむ結果を呼ぶのではないか。エンフォースできないのではないかという問題は、私は現実問題としてはエンフォースできないのではないかというように思っていますが、それは置いておいてという気がするのですが、それはどうお考えかということ。

業務独占を維持したままで制度の内容をよくしていこうというのも分らないのですが、正に先ほど要望者の方からあった、いろいろなニーズがあるときに個別のニーズに対応するような資格をどんどん作っていくみたいなものは無理なのではないかと、私も全くそういう気がしまして、後手に回りますね。それこそ現状で私は事実としてお伺いしたいのは、中国語、韓国語の通訳案内士の方は何人ぐらいおられて、去年あるいは今年、どのぐらいお忙しくされていたのかというデータを教えていただきたいのです。

つまり、私はこんなに中国、韓国からの観光客が急増するということを制度は想定できていなかったのではないか。同じようなことが将来また起こるのではないか。別の角度で変化が起きたときにです。制度の対応が遅れて、結局せっかく作った地域案内士は意外と受けなくて、全然違うところで物すごい人手不足が起きるとかということになるのではないのかなと思うのですが、その2点をお願いします。

岡議長 観光庁、お願いいたします。

観光庁（加藤部長） まず、エンフォースしたら事態が悪化するのではないかということ、コストカバーをしないといけないということだということなのですが、それが悪い方に行くという懸念は全くないとは言えないのかもしれませんが、普通であれば、きちっとした通訳案内士に払うところも含めて、旅行代金、商品の代金として載せるというのが普通の世界ですから、エンフォースしたら悪化するというのは、必ずしもなかなかそうは言えないのではないかという感じがいたします。

ただ、エンフォースの点が大事なのは私ども理解している一方で、難しいというのがあ

るといふのも御指摘のとおりだと思っております、これは警察などとも話しておりますけれども、やはり現行犯で捕まえられるかどうかということに関しまして、なかなか難しい面があるということがあるので、そのエンフォースが難しいのは確かだと思います。ただ、この制度の立て付けは、これも他国の制度も調べないといけませんけれども、他国の制度の趣旨としても、逆にエンフォースが難しい部分を資格のところでも事前に押さえておこうという考え方があるのではないかと。それだからこそ、昭和24年創設当時にキックバックの禁止という規定が入っていたのだらうという感じはいたします。それは考え方の整理でございますので、それが今あるかどうかということについてはまた議論があるかもしれませんが、整理としてはそうだろうと感じてございます。

中国語、韓国語の割合でございますけれども、中国語は2,291名です。韓国語が998名、これは昨年の4月1日現在という形になってございます。

どのくらい忙しくしているかということに関しましては、今、手元にございません。何年前かの調査で、別に言語別ではなくて全体として、この方々においてどのくらい活動されているのかというと、年間に30日以内の活動というのが半分程度で、フルに例えば100日とか200日とか働いている方がかなり少ないというデータがあったと思いますけれども、そこについては改めて、言語別に取りれるかどうかも含めまして検討させていただきたいと思っております。

岡議長 ありがとうございます。

関連ですか。

大崎委員 今のお答えに関して。

岡議長 どうぞ。

大崎委員 中国からの方が今年だけで500万人ですね。これはしかも台湾、香港も含んでいない統計ですね。要するに、いわゆる大陸、中国からの方が500万人で、中国からいらっしゃる場合は、観光ビザの制度から考えてもほとんどが団体旅行なのではないかというように臆測するわけなのですけれども、それで何人でしたか。二千数百人。

観光庁（加藤部長） 2,291人。

大崎委員 ということは、そういう言い方はよくないのかもしれませんが、ほとんどが無資格ガイドで対応してらっしゃるというように考えられるわけですね。これは業務独占という制度自体に無理があるというようにお考えにならないですか。それとも、そういうけしからぬ状態を解消すべきだ。でも、そうすると、500万人の中国人の方が来なくなるというのは日本にとっていいことなのですか。

観光庁（加藤部長） 我々はこういった急に増えたという状況が制度の実態が追いついていない部分があると思っております、それだからこそ昨年の検討会においては、資格要件を多少緩和するような形で人数を増やす方向だとか、そういう方向に行っているわけですが、だからといって、業務独占の撤廃というところ一気にいくのがいいのかわか。それによって、いろいろなエンフォースメントとか、例えばキックバック禁止規

定のあり方とか、そういうのも含めながら考えていって、その途中段階のオプションも含めて考えていく必要があるのではないかということで、今のところは整理させていただいております。

岡議長 ありがとうございます。

佐々木さん、お願いいたします。

佐々木委員 似たような点なのですが、まずは1949年から、このガイドの資格を持った方々が日本の観光をいろいろ支えてきてくださったと思うので、そこには敬意を払いたいと思うのですけれども、しかしながら、今、2,000万人という訪日の方がいる中で、この1万9,000人は累計であって、過去5年の合格者数が5,398名となりますと、今まで出てきているように全く対応できるものではないので、もしも業務独占を続けるのであれば、どうやって2,000万人に対応する人数を増やすような資格にするのかということも考えなければならぬと思うので、もしその点を先ほどの緩めるなどという言葉ではなく、何か具体的に考えているのがあれば是非教えていただきたいということが1点。

一方で、そこには業務とは何ぞやということだと思っておりますけれども、ガイドというか通訳案内士は、旅行に関するということが規定されていて、この旅行に関するということが私ども規制改革会議の中でも今まで疑問点の一つだったのです。これが先ほどの事例では相撲に、あるいはラーメン屋さん、さまざま今、海外からいらっしゃる方のニーズが多様化していますし、ITその他、例えばYouTubeで何か紹介している英語のものだってあるでしょうし、さまざまなものがあるという中で、旅行に関するところをもしかすると見直すことによって業務独占をキープされて、それが例えばもう全国北から南まで一遍に行くツアーの人はライセンスの人でなければいけないとか、しかしながら、それがエリアなのか、テーマごとなのか、そういう個別のものであれば業務独占をしないということによって対応しようとしているのかなど、そもそも業務独占をもしもキープするのであれば人数として見合いませんので、どうやって業務の内容を明確化しようとしているのか。何か御意見とか御提案があるのであれば教えてください。

岡議長 お願いいたします。

観光庁(加藤部長) まず、人数の点に関しては、我々としても2,000万人とかそれぞれの水準に応じて、では具体的に幾ら人数が必要なのかということのを定量的にやったものはございませんので、今、にわかに申し上げられないのですけれども、先ほど来申し上げますように、試験の簡易化とかそういったところと、あとは多様なニーズに合わせるような形で地域ガイドでありますとか、特例ガイドでありますとか、こういった制度を順次整備してきております。その上で、さらに個別のテーマに関しましては、テーマごとの研修をやったりとか、そういった取組をしてきておりますので、そういったことをやっておりますけれども、これが本当にボリューム的に足りていないのかどうか、このところはもう少し私どもとしても検討させていただきたいと思っております。

要は1万9,000人の中でも活動されていない方がそれなりの割合いらっしゃるという状

況の下、むしろ活動されていない方を活用するという方向に行くのか、それとも1万9,000人という人数を増やすという方向に行くのか、そういうのを含めて検討課題と考えてございます。

旅行に関するという規定に関しましては、おっしゃるとおりに、どの辺まで入れるのかということに関しては、我々としてはもう少し明確な議論をしていきたい。それが先ほども御説明申し上げましたガイドラインという形でお示しできればと思っております。

その中で、あと業務独占に関する通訳案内の定義の要件として、さらには有償であるとか、業としてやっているとか、そういうような話があるのですけれども、それぞれについて明確化を図ってまいりたいと思っておりますが、例えば今日、要望者の方から御説明をいただきました中で、大相撲の例とか、地域でスポーツイベントをやっているような例とかあったのですけれども、こういったものでもしやられた際に、本当に通訳案内士法違反、それは業としてというところにひっかかって通訳案内士法違反になるのかということに関しまして、我々としても若干限界的な事例のような疑義があるような感じがしますので、そこに関しましては引き続きいろいろ世間の皆様のこういった御要望がある方も踏まえまして検討してまいりたいと考えてございます。

岡議長 どうぞ。

佐々木委員 ありがとうございます。

1点だけもう一つ追加の質問なのですが、今もう世界中から人が来ていらっしゃいます。通訳案内士がない言語もたくさんあるはずだと思うのです。私、通訳と翻訳の会社を経営しておりますものですから、いろいろなケースに当たることがあるのです。ガイドはやっておりませんけれども、しかしながら、例えば先日お正月にハンガリーから来たハンガリー語しかしゃべれない方が、ある知人を通じて私たちの会社に、トランジットの間が10時間ぐらいあるらしく、その間、都内を見たいのだけれども、ハンガリー語の人をお願いできないかと知人から言われまして、うちはガイドはできません。なので、何も知らなくてもいいのだったらハンガリー語と日本語ができる人は通訳者としてはいますと。そうしたら、その方は、ガイドはいないので、そして、できないことが分かった上で、普通の通訳者として雇われて、どこかに行って何か質問すればただ通訳をしてあげるということをしました。

では、通訳案内士のない言語がたくさんあるかと思うのですけれども、その人たちにはこのままだと日本に来るな、観光してはいけないということになってしまう、あるいはダブルで、日本人の観光の人と通訳者と2倍払えということになると思うのですが、この辺りはどのようにお考えで対応していこうというお考えでしょうか。

岡議長 お願いします。

観光庁（長崎課長） 担当課長の長崎と申します。資源課長でございます。

今、佐々木委員からの御指摘の点については、やはり委員会でも出ておまして、今、10カ国語をやっておりますけれども、多言語、かなり需要としては小さいのでございます

が、業務独占があることについて、今、佐々木委員がおっしゃられた問題が生じ得るということで、法の独占業務の対象範囲をどうするかということです。多分、需要があればそこについて一定の試験をやって拡大というのはありますが、どんなに拡大しても、全てのこの世の中の言語を賄うことはできませんので、それは法の範囲だと考えております。そこは実質的な議論かなと思います。

それと、佐々木委員のおっしゃられた業務の範囲というところが我々は重要なポイントだと思っております。観光庁として何も相撲の説明であるとか、ラーメンの説明であるとか、そういったことをするために通訳ガイドが必要だと言うつもりもなければ、そういったことに対応するための資格制度というのは多分無理なのです。ラーメンは言われればできるかもしれない。幾らでもいろいろな興味、範囲があるわけございまして、そういった意味では先ほど来、我々検討会でやっている議論の中で、この資格制度の法的位置づけというものをどうするのかというところに帰着するのですけれども、結局、旅行案内の範囲をどのように定義をするのか。曖昧なところはちゃんとしないとイケないということと、もう一つは数の問題でございまして、今の資格制度というのは御要望者からございまして、どうもとても難しく、通訳案内をするために資格をとっている人もいれば、自分の語学の能力の証を立てるためにとっている人もどうも多くいるようだ。

ただ、法律の考え方なり観光庁が目指す通訳案内士の役割というのは、そこにはないわけございまして、そういった意味では通訳案内士の試験内容そのものも何かすごく高度なものを求めて、試験を通れば全て対応できるということではなくて、通訳案内士や外国人を案内するに足る最低限の能力を持つような、そういう試験のあり方というのがあるのではないか。

さらに言うと、最近のニーズであれば、実質的な議論があるのですけれども、例えば外国人の方がけがをされたり、病気になったりしたときに、病院の手続をしなければいけないというときは、これは非常にニーズがあるのですけれども、現実、問題があるのですけれども、我々日本人であれば国民健康保険を持って医者に飛び込みをやって治療をしてもらうわけですけれども、外国人の方はそういうものを持っていないものですから、現場ですごい混乱が起こるのです。そういった部分の利用者法的な観点というのものもあるでしょうし、ですからこの業務というものをどのようなものを求めて、主権として最低限どこまでやるのかということが問題としてある。

いずれにしても数の問題に関して言えば、おっしゃるとおり今の1万9,000人、さらに言うと実働何千人かという世界の中で2,000万人、さらにビヨンドという世界では全く対応できていないというのは分かっておりますので、先ほど来、我々の方針を申し上げたように、量的拡大というのは絶対的にしなければいけないと思っております。その上で業務独占というのはどうするかということは、これはまた別の問題としての議論なのかなと。業務独占の撤廃云々が全てを解決するというわけではないという意味で申し上げているということでもあります。

岡議長 翁さん、どうぞ。

翁委員 先ほど要望者の方が一番最初に掲げられた非常に素朴な疑問、日本語で旅行に関する案内を行うということと、旅行に関する案内を外国語で通訳することは、全く資格は不要なのに、これを1人で行うと業務独占になるということについて、観光庁としてはこの理由というのをどのように御説明されるのか教えていただきたいと思ひますし、これに関しまして御要望者の方から何かリアクションがありましたら、よろしくお願ひしたいということでございます。

岡議長 まず観光庁、お願ひいたします。

観光庁（加藤部長）これが法律上の違反行為、脱法行為になっていないかというのは一つあるのかもしれませんが、それはないという前提で申し上げますと、正に法律的には通訳案内士という人が1人でいて、語学もできる人が案内をしますというのが、法制定当時からのいわゆる通訳ガイドの実態としてそれが普通であって、2人つけるということは余りないだろうというのが前提だったということだと思います。

今もこういった形でやるというのは、先ほど非常に極めて少数言語の話が出ていましたけれども、そういった例ではあるのかもしれませんが、実態としてなかなか2人つけるというパターンはないのだろうと思ひますので、こういった限界事例をもってどう対応していけばいいのかということについては、我々としては法律上の制度の話と実態上の話と両面で今後検討させていただきたいと思ひます。

岡議長 滝さん、どうぞ。

滝委員 観光立国を目指して、非常に心地よく日本をいい意味で旅行してもらおうようにするということに、皆の共通目的があるのだと思ひますが、今回の通訳士の問題に関しての要望者の提案というのは、ある意味で過去の経緯を尊重して、一つのいい形かなと思ひます。私は是非考慮してもらいたいのが、スマホの活用です。今、世界中の人がスマホ連動の中で行動しています。旅行についても、通訳する側も旅行する側も、そのようなスマホを利用した行動が大きな形になると思ひます。だから例えば資格試験のところでも、スマホ持ち込みの中で十分にホスピタリティーに富んだ案内役ができるかどうかということで多分いいのだと思ひます。通訳は今までは1人の資格ですけども、これからはこの領域の人間もスマホを持った形で十分な機能を持った状態になっていくということに是非考慮していただければなと思ひます。

岡議長 今のは意見ですけども、何かコメントがあれば。

観光庁（加藤部長）外国人の方に情報を、特に多言語でどう伝えていくかという際にICTの活用というのは大変大きな課題になっておりまして、我々としても取り組んでおります。いろいろなシステムの導入を地域単位でやっている部分もありますし、あるいはWi-Fi環境の整備とかそういうこともやっております。そういった中で通訳案内士の業務の中でもそういったものを活用していくというのは、これからあり得ると思ひますので、御意見を踏まえて検討させていただきたいと思ひます。

岡議長 佐久間さん、お願いします。

佐久間委員 今までの要望者とお役所の方の御説明を聞いていて、まず業務独占を維持する合理性がないということは、要望者の方の説明で全てにわたって納得いたしました。一方で、今のお役所の方の説明を聞いていて、業務独占を維持すべきだという理由が全く見つからなかったというのが正直な感想。先ほどの翁委員の質問に対してのお答えも全く、少なくとも私は理解ができなかったということでございます。

どうということかと言えば、調理師、栄養管理士、これはそれぞれ業務独占ではない。ただし、調理師の仕事と栄養管理士の仕事を同じ人がやると、いきなり業務独占になる。このようなお話であるわけですから、全く理解ができない。

それと、お役所の方の説明の冒頭に、要望者の方のお話が必ずしも法解釈で一致しないところがあるというお話があったので、その点、具体的にどこか教えていただければと思います。

岡議長 観光庁、お願いいたします。

観光庁（加藤部長） まず国家資格が日本語で旅行に関する案内を行う場合と、他の人が旅行に関する案内を外国語の通訳で行う場合のものについて、業務独占との関係で合理的な説明がつかないのではないかと御指摘でございますけれども、我々としては御指摘の趣旨は分かりますけれども、それをこの法律が守ろうとしている法益の観点から、これは先ほど申し上げたように限界的な事例ではないかという感じがしておりますので、その中でこういった事例をどう扱っていくかということについては、今後検討させていただきたいと思っております。

佐久間委員 2点目が質問なので、法律の解釈にそこがあるという点はどこかということです。

観光庁（加藤部長） 法律の解釈と申しますか、要望者の方がお挙げになった例でございますけれども、例えば国技館の例をお挙げになってはいますが、旅行に関する案内は先ほどの御質問にも絡むのですけれども、旅行に関する案内として観光案内を外国語で行っているということなのですけれども、この場合かなり特定スポットになっておりますので、例えば国技館であるとか、さらにこれは国技館の場合だったら年に3場所あるのでしょうけれども、名古屋場所だったり九州場所だったりしたら年に1場所ずつしかない。しかも15日間しかないとか、こういったパターンなわけです。こういったパターンにおいて、本当にこれが禁止されていると言えるのかどうか。この辺は我々としては若干そこまで厳しくしているつもりもないのだけれどもなという感じがありますので、ただ、このところはいろいろ限界事例があると思っておりますので、我々としても今この場で必ずこれがいいとか悪いという感じは言えませんので、先ほど申し上げたガイドラインを整理していく中で検討させていただきたいと思っております。

岡議長 どうぞ。

大崎委員 今の点はすごく不思議な気がしたのです。つまり諸外国との比較で、諸外国

では例えば美術館の中の案内は業務独占になっているとかいう例を、日本の制度を正当化する説明として使われていたのですけれども、全く逆の解釈をされているということですか。美術館の中だけガイドするのだったら日本ではやってもいいけれども、バスに乗っているいろいろな行くのはだめだという解釈を観光庁はされているということなのですか。そうすると諸外国の制度とは全然違うので、諸外国の制度は全く参考にならないという意味かなと思ったのですが。

観光庁（加藤部長） 諸外国の制度も特定のところでというのは、私どもとしてはイギリスの例というのがあると思いますけれども、ほかのところの例についてももう少し調べさせていただかないといけないなと思うのですが、従前から本当に特定の美術館、例えば美術館の学芸員の方が英語で説明しますといったときに、我々としてはこれがだめだということを行っていることではないものですから、そのときに通訳案内士のあれを取っていないとだめだというようにまでは申し上げているつもりはないので。

岡議長 森下さん、どうぞ。

森下委員 今までの話を聞いていると、観光庁さんは本当におもてなしの心が無いのだなという悲しい気持ちが出てきたのです。観光庁さんのお仕事は基本、日本に観光客の方が来られて、皆さんいい思いをして帰ってもらいたい。そのためにできた官庁ではないかという認識を持っているのですけれども、どう考えても海外の方が日本に来て楽しい思いができるようなお話をされていないと思うのです。

すごく矮小化されたお話を先ほどから要望者の方に対してしていますけれども、別に大阪はラーメンだけではなくてお好み焼きもあればたこ焼きもあるし、それに行きたいという方が非常に多いのも事実なのです。それを全部の通訳案内士の方が分かるはずもないし、年齢によっても好みは全然違うわけですから、それを全部が全部対応しようというのはあり得ないというかできない話ですね。日本語ですらできない話ですから、それをましてや通訳の方で両方できる人なんか、それはどんなにやっても人数が集まるはずがないと思うのです。そう考えると、外国人の方の自由なニーズに対して何か対応できる、優しい心でちゃんとそれを迎えてあげるようなシステムを作り上げるというのが大事だと思うのです。

先ほど病院の話が出ましたけれども、大阪大学も海外からの受け入れをしていますけれども、やはりトラブルが多いのです。これはなかなか通訳案内士の方が来ても、病院のシステム、保険のシステムが分かるわけではありませんし、それは絶対に対応できないのは間違いないのです。でもこれから先、どんどんそういう方が来た中で、どうしたら対応できるのか。そうすると残念ながら業務独占という形だと幾ら人数を増やしても対応できないと思うのです。

そういう意味では外国人の方が日本に来て、どうやれば気持ちよく帰ってもらえるか。どのような思いで日本へ来てもらえるか。根本のところの議論に立ち戻って考えてあげれば、おのずと答えはそんなに分かれるところはないと思うのです。是非そういう意味では

日本国内の話だけではなくて、もともと観光庁ができた話も含めて、是非海外から日本に来てよかった。しかも日本のいろいろな場所を見られて、しかもそれがよく分かった。そのような制度の作りを考えてほしいと思うのです。そういう意味では業務独占というのは残念ながら合わないと思いますし、海外でも先ほどイギリスの例があったように、例えば国の非常に大事なところで間違えたことを教えてもらっては困るのだと。そのようなところで例えば業務独占をするというのはまだ分かると思います。でも全然関係がないところで、正直お好み焼きの種類を間違えたって誰も困らないと言えば困らないわけです。そういう意味ではすごく話が、いろいろなことを全部ごっちゃにして業務独占を維持しますという話は通らないのではないかと思うので、是非おもてなしの心を忘れずに議論をしてあげたいなと思います。

岡議長 ありがとうございます。

もう一人、松村さん、どうぞ。

松村委員 業務独占のところで、根拠として悪徳なガイドを防ぐということが言われたのですが、論理的によく分からないので教えていただけないでしょうか。

例えばお示しいただいたスライド10、添乗員無資格ガイドというものがいて、悪いことをするというわけですが、仮にこの人が報酬を受け取らなかったから大丈夫なのですか。つまりボランティアとして紹介されたということだとどうなのでしょう。

そうすると、この人は本当にボランティアのつもりならあれなのですけれども、そうではなくて、これで生きていこう。でもそこからお金を取らないとすると、キックバックでもうかるからそこは無料でもやっていけるわけです。そうすると形式上は旅行者からも何からもガイド代をとっていないので、ボランティアです。だけれども、これで生きていくつもりだとすると、キックバックのあるところではいかに生きていけないということになり、やってしまうということになるわけです。そうすると、この制度でどうしてそれが防げるのかというのが分からない。逆に言うと、そういうタイプの人には生き残れるけれども、お金をとってというのでオペレーションというか、最初の入口の段階で資格を取っていない人が、お金をとってやっていないかどうかというところの取締りだけ厳しくするというのをしたら、キックバックとかで生きていかにするつもりは無資格の人は全部排除されて、キックバックで生きていくつもりの人だけが残ってしまうということになる気がするのですけれども、論理的にそのやり方でこの悪質なガイドを防げるのかというのを教えてください。

しつこいようですが、悪質なガイドというのはゆゆしき問題で、これは何とかしなければいけないというのはよく分かるのですけれども、何でこのやり方で防げると考えるのかというのをもう少し教えていただけますか。

岡議長 ありがとうございます。

それでは、森下委員の「おもてなしの心」と、今の松村委員の質問に対してお願いします。

観光庁（加藤部長） もちろん観光庁は観光客の方にたくさん来ていただくというのが目的でありますので、我々としてはそのようなことで考えております。ただ、この業務独占によってそれを増やすのを防いでいるというか、障害になっているというのかどうか。その業務独占というやり方を外すというやり方以外に、ほかのやり方ではないかでもいいのではないかという御意見が今、検討会でも出ております。両罰規定を入れるとか、いろいろな形での取組をした上で考えていくべきではないかと言われておりますので、今は検討会の中の議論の方向性を踏まえての考え方をしております。決しておもてなしの心が無いとか、そういうことではないということは御理解をいただければと思っております。

それから、キックバックの際にどこからお金を、キックバックといいますか、押しつけ販売の際にどこからお金をもらうのかということに関しましては、これも法律上の当てはめのこととなりますので、今にわかに難しいことはありませんけれども、販売業者だけでなく、関係者もキックバックの対象としてはならないという形になっておりまして、要はこれは考え方としてはエンフォースメントのところだけではなくて、こういったキックバック禁止行為、それを業務独占規定と組み合わせることによって、資格を持っていない方にとってのある意味抑止力といいますか、そういった形で使わせようという考え方なのだろうと考えてございます。

岡議長 鶴さん、どうぞ。

鶴委員 ありがとうございます。

2点ございまして、先ほど業務独占の理由として日本人と外国人が違う理由として、観光庁さんから外国人は自分の国に帰ってしまう。文句も言えませんがということをおっしゃったのですけれども、ここが要望者の方と観光庁の非常に大きな差だと思うのです。要望者の方々からインターネットの時代で情報収集力とか、また、そこから出てくるどういう嗜好を持つのか。最終的に口コミ等々で情報発信力というものが全然変わっているわけです。そうすると泣き寝入りということではなくて、あそこはひどかった、どうかという話はまた口コミで非常に伝わる。またそれが海外から来られる方が見て、あそこに行くのはよしておこうとか、そういうところはよりこれまでよりもそういう機能が働くようになっている。そういう状況の外国人旅行者の質的变化というのが観光庁さんから全くお話が出なかった。一方、要望者の方はそこを非常に随所にお話を強調されている。随分大きな落差だなと感じました。だからそこのおっしゃった理由というのは、私はだんだんそこも変化してきているというところは御認識いただいた方がいいのかなと。

2番目として、海外の制度についての理解というのも、かなり要望者の方と観光庁さんの御理解は非常に違うなど。例えばイギリスの例のように、ある場所で規制をかけるというのは、そうではない人がやったときにチェックがかけられます。ちゃんと規制としてエンフォースできるのです。そうではない場合、私はどれだけ有資格でない人が有償でやっていることをチェックできるのかな。今日の資料だと、アメリカで都市ごと、イタリアでも県レベルではそのような仕組みがあって、有償でやるには有資格者でないといけない

うことをお書きになっているのですけれども、私が教えていただきたいのは、こういう県レベルとか都市レベルでどのようなエンフォースメントをしているのですか。どういう取締りをやっているのですか。そのような規制があるというのなら、当然そういうチェック機能とか取締りがあると思うので、そこはどれくらいお調べになっているのかなというのを教えてください。

岡議長 お願いいたします。

観光庁（加藤部長） いわゆるネットとかの口コミ等によって、評価というものが事後的にできるという点で大分社会が変わってきているという御指摘は、おっしゃるとおりだと思います。ただ、そこが我々としては今の制度はそういった前提ではなかったにしろ、事後的な評価ではなくて、事前の段階で取締りができないかという考え方でできている法律ですので、それを事後的なものでも大体全てできるのだと納得できるかどうか。そういうものは実態の評価をした上で検討していかないといけないのだろうと思います。

海外の事例でございますけれども、我々としてもすみません、暫定版ということで先ほどお示しをしましたけれども、制度の中身、法律上の字面の話はともかくとしまして、エンフォースメントがどうなっているとか、そこまで調べがついていないのが実態でございます。それにつきましては申し訳ございませんが、ちょっとお時間をいただいて調べさせていただきますと思います。

岡議長 ありがとうございます。

大臣、お願いいたします。

河野大臣 2,000万人に迫ろうというこの外国からのお客様を3,000万人に増やそう、あるいはこの2,000万人の満足度を高めていこうということを本来、観光庁がやるはずなのだけれども、今日の話聞いてみると、観光庁は暇なのだなど。人数を増やすわけでもなければ、満足度を上げるためでもないような仕事を随分やっている。これは一体何なのだろうなど。大体今日の話聞いていれば、この問題の結論は出ています。そうしたら、さっさと業務独占をやめて、資格を取りたい人は資格を取ってもらって、そうでない人には新たなサービスを民間でどんどん作ってもらって、満足度を上げて、2,000万人を3,000万人にするためにどうするかというのをみんなで考えようよというときに、どうも今日の観光庁の話聞いてみると、全くどうでもいいようなことを延々とやって、これからまた本当にイタリアやら何やらの話を調べる。全く無駄でしょう。

行革が少し行政レビューで重点的に調べなければいけないというものをこれから調べようというって、一つは原子力予算と思っているのですけれども、今日の話聞くと観光庁予算も重点レビューしないとだめだなど。観光庁の事業を一つ一つちゃんとチェックさせてもらって、この役所は本当に役に立っているのかどうか。あるいは逆にインバウンドを増やすものの足を引っ張っていないか。これは何のために観光庁という役所が仕事をしているのかというのが、そういう大命題があって、そのために一つ一つの観光庁の事業に予算がついていて、それを組み合わせると満足度が上がってお客様が増えるということに本来

つながらなければいけないのに、今日の議論を見ると最初の目的と全くかけ離れていることを延々と何人もの人が時間をかけてやっているわけです。

だからこれから行政レビュー、重点レビューをやるけれども、悪いけれども、観光庁そのものを行革で対象にさせてもらいます。もう少し何のためにこの役所を作ったのか、何のために観光庁という役所が存在しているのかということを考えてもらわないと、これだけの人の、これだけの時間を使ってもらって、この規制改革会議は議論をしているわけだから、少なくとも今日のようなレベルの議論をこれだけの方に、これだけの時間を使ってもらってやってもらう値打ちはない。それぐらいのこと皆さん分からなかったらだめです。今日の会議を聞いていて、本当に委員の皆さんに申し訳ないなと思いました。こんなことを観光庁は続けてやるなら、本当に重点レビューの対象にさせてもらいます。

岡議長 大臣、ありがとうございます。観光庁の方はコメントしようがないでしょうから、しっかり受け止めていただければと思います。大分時間がたちましたが、今日の会議で、要望者、観光庁含めて、皆さんの意見を聴いていると、もう業務独占は見直す方向でしかないのかなという思いを強く持ちました。我々もさらに議論を深めたいと思いますけれども、私ども規制改革会議の考え方の大きな柱の一つに、「選択肢を増やす」というものがあるのです。選択肢を増やす環境を国が作って、増えた選択肢を活用するのは民間であるというのが基本でございますが、今日のテーマで言いますと、海外から日本へ来る観光客の選択肢を増やす。ですから、資格を持った案内士もあります。それ以外にいろいろな形の案内をする人もいます。それを選ぶのは海外から日本に来る観光客が選べるのですよという形にすればよろしいのかなと。そのためには、この業務独占は外さないといけないのかなと。こんな気がいたします。

いずれにせよ、今日の我々の意見、最後に大臣から厳しい御意見が出ましたけれども、それも含めまして、是非今後の検討に反映していただきたいと思います。今日はどうもありがとうございます。要望者の皆様もありがとうございました。

以上で第1議題は終了させていただきます。

(要望者、観光庁退室)

岡議長 それでは、第2議題の公開ディスカッションに移ります。

12月のこの会議で、1回目のテーマを「多様な働き方を実現する規制改革」に決定いたしました。本日は2回目のテーマについて、私と大田議長代理、それから、公開ディスカッション担当の長谷川委員と相談し、それを踏まえた結果につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

渡邊参事官 資料2「公開ディスカッション(第2回)の実施について(案)」でございます。

まず開催時期でございますけれども、3月14日月曜日の午後、場所につきましては1回目と同様、8号館の講堂を想定いたしまして、テーマを「民泊サービス」とし、規制改革会議として昨年12月の意見でお示しいただいた様々な課題を共有し、その課題についての

対応策の検討を進めていく必要があるという問題意識の下に、公開ディスカッションでは、民泊サービスについて懸念を有する方々から、様々な課題についての意見を聴取いたしまして、それらへの対応について議論を行っていただき、今後の検討に反映させるということで考えてございます。

以上でございます。

岡議長 ありがとうございます。

事務局、厚労省と観光庁の検討会の今後の期近なところのスケジュール感もあわせて説明してください。

渡邊参事官 厚生労働省と観光庁の有識者検討会で検討を続けておりますけれども、今後の予定としては、3月中に中間的な論点整理をまとめ、その後、夏から秋にかけて報告書を取りまとめる予定と承知をしております。一方で規制改革会議としては、6月頃の答申取りまとめというスケジュールがございますので、そこに向けての検討に反映させることになろうかと思っております。

岡議長 ありがとうございます。

それでは、御意見がありましたら。大崎さん、どうぞ。

大崎委員 私は実は一番最初にこれを公開ディスカッションでやったらどうかという議論が出たときに、懸念を持っている人の意見を聞くことを中心にしたらいいのではないかという提案をした当人なのですが、その後の新聞報道ベースですけれども、いろいろな検討状況を見ておりますと、何となく非常に規制色の強い結論が出そうになっていて、逆に推進したい人たちが懸念を抱いているという状況になってきているやにも感じるのので、確かにここで懸念を有する方々からと書いていただいて、そういう方々にも来ていただいて、意見を述べていただくのは大いに結構なのですが、他方で現状の検討状況だと行き過ぎた規制になるのではないかという意見を持っている人からも、ここで話を聞いた方がいいのではないかという気がしてきました。私はもともとと言ったことと逆のことなですけれども、そのように意見が変わっております。

岡議長 ありがとうございます。

ほかいかがですか。

それでは、2回目のテーマを「民泊サービス」にすることと、開催日についてもよろしゅうございますか。私、大田議長代理とも相談したのですけれども、厚労省の検討会のスケジュールがありますし、我々の答申のタイミングもありますので、このタイミングで公開ディスカッションを開催して、既に我々の意見は出しているわけですけれども、場合によっては第2弾の意見を出すことも含めて、この公開ディスカッションに臨みたいと思います。

大崎委員からありました、来ていただく方について事務局コメントがあれば。

渡邊参事官 内容はもちろんこれから検討いたしますけれども、民泊の推進に懸念を持たれている、反対の意見を持たれている方々だけではなくて、民泊を進めようと思ってい

る事業者の方々もお呼びするべきだと思っておりますので、そのような方々も含めて御意見をお伺いしたいと思っております。

岡議長 そのような形で進めさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、最後の議題の規制レビューにつきまして、事務局からの説明をお願いします。

渡邊参事官 続きまして資料3でございます。昨年11月の本会議におきまして、議長から、提出されている規制シートについて精査をせよという御指示がございまして、各ワーキング・グループでその確認・検討を行っていただきました。その検討結果に基づくコメントが2ページ目ございまして、総論的事項ということで、1ポツ目でございますけれども、この規制シートは法律ごとという形になっておりますけれども、それでは抽象的な記載にならざるを得ない。一方で、個々の規制ごとにすると膨大な量になるということでございますけれども、この法律単位という部分については見直すべきではないかという御意見。

それから、「検討の方向性」につきまして、予定はあるけれども検討中というものではだめで、検討概要を記載してもらおうべく、提出期限の延長にも応じるようなこともすべきではないかという御意見。

また、予算とか政策評価の結果など記入がされていない部分についての要否を見直すべきではないかという御意見がございました。

ホットラインの関係でも、要望自体を書くべきではないかという御意見ですとか、法律全体ではなく、ホットライン関係の個別の部分について記載すべきという御意見もございました。

最後に、個別の規制シートの関係でございますけれども、添付で「教科書の定義」の関係の規制シートを三つ付けてございますけれども、いずれも目的の欄に目的ではなくて規制の内容が書いてあるので、これはおかしいのではないかという御意見がございました。

以上、御報告でございます。

岡議長 ありがとうございました。

ただ今の事務局の説明に対して、何か御意見、御質問がございましたらお願いいたします。安念さん、何かございますか。

安念委員 学校教育法には教科書という言葉ではなくて、教科用図書と書いてあります。それで霞が関の文法では図書と書いてあるから図書なのだというのが、なかなか麗しいなと思うのです。それだけの話です。

もう一つ、業務独占について言えば、私は何も申し上げなかったけれども、これは松村先生、間違っていたら指摘していただきたいのですが、半世紀ぐらい前にたしかミルトン・フリードマンだったと思うのですが、弁護士も業務独占の必要はないと言ったはずです。つまり業務独占が正当化されるプロフェッションというのはほぼない。医者だけがひょっとすると業務独占の方がいいのではないかという意見の人がいると思いますが、ほかはないと思います。それは消費者の方が質が分かればいいわけで、先ほどの藤原さんの

ところには大きなM & Aとか来ていると思いますけれども、私みたいなインチキなところには来ませんから、ちゃんとユーザーが分かっているわけです。先ほどお話を伺って、それをつくづく感じましたので、そう思いました。

佐々木委員 それで言えば、ビジネスの通訳者は業務独占でなければ名称独占でもないのです。なのでそもそもが誰でも通訳者だと言ってお金をとっていいわけです。なので、なぜそれがガイドの話になると業務独占かというのもおかしいなと思っておりました。

岡議長 議題1の追加の御意見をいただきましたけれども、規制レビューの話に戻します。特に御意見がなければ、先ほど事務局からの説明にありましたように、総論的事項に関わるところにつきましては、皆様方からいただいた意見を反映させて検討を進めていきたいと思っております。また、個別の規制シートに関わる意見につきましては、担当府省において検討していただいた上で、改めてシートを提出していただくことをお願いしていきたい。このように考えております。

いずれにせよ、規制シートを質、量ともに、より効率的、より効果的なものにして、規制レビューという仕組みを通じて、さらに規制改革を進めていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございました。